

○地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金交付要綱

平成29年3月28日

29中事業第1135号

(目的)

第1 この要綱は、東京都地方卸売市場条例第29条の規定に基づき、地方卸売市場の省エネルギー化・環境負荷低減に寄与する施設整備に要する経費の一部を補助することにより、地方卸売市場における市場施設の省エネルギー化、環境負荷低減の推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助金交付の対象となる事業は、東京都内における多摩地域の青果並びに水産民営地方卸売市場の開設者等が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業のうち、省エネルギー化または環境負荷低減推進に寄与する、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

ア 省エネルギー・再生エネルギー推進事業

照明器具のLED化、太陽光発電設備の導入・改修等、省エネルギー化及び再生エネルギーの導入を推進する事業。

イ 環境負荷低減事業

二酸化炭素やオゾン層破壊物質等、環境への負荷の大きい物質の低減に繋がる事業。

(補助対象施設及び補助率)

第3 第2の規定による事業に係る補助対象施設は、市場内の施設とし、補助率は、二分の一とする。

(補助対象経費)

第4 補助対象となる経費は、第3に規定する補助対象施設の補助事業に要する経費とする（以下「補助対象経費」とする。）。

(補助対象期間)

第5 平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

(補助金交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、知事に補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7 知事は、第6の規定による申請書の提出があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められるときは、第9に掲げる事項を条件に予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(申請の撤回)

第8 申請者は、補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該補助金交付決定通知書を受領後10日以内に補助金交付申請を撤回することができる。

(補助金交付の条件)

第9 この補助金の交付決定には、次の条件を付けるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定を通知した後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付決定の取り消しにより、特別に必要となった事務及び事業を行うために必要となった経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合は、当該補助事業の補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

なお、ただし書の規定により軽微な変更をしようとするときは、その理由及び内容等を事前に知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となったときは速やかに、その理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (1)において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、11の規定により、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

6 証拠書類等の保存

補助事業者は、当該補助事業の経緯を明らかにする書類、帳簿、その他の証拠書類を、当該補助

事業の交付の決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

7 実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了した場合又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（第4号様式）を、速やかに知事に提出しなければならない。

8 補助金の額の確定等

(1) 知事は、7の規定により、実績報告書が提出されたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(2) 補助事業者は、(1)の規定による額の確定の通知を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、(2)の規定による請求があった日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

9 消費税及び地方消費税の取扱い

消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象金額から除外する。

10 是正のための措置

知事は、8の(1)の規定による審査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容、これに付け加えた条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の(1)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(3) 知事は、(1)の規定による交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、補助事業者へ通知するものとする。

12 補助金の返還

(1) 知事が1の(1)又は11の(1)の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を受領している場合は、知事が指定する期日までにその補助金を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、8の(1)の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

13 違約加算金及び延滞金

(1) 11の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助

金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.4 違約加算金の計算

知事が13の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1.5 延滞金の計算

知事が13の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられ補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1.6 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務及び事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1.7 財産の管理

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用を増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得した財産の管理をするときは、固定資産台帳等に当該財産が補助金の交付を受けて取得した財産であることを明記する等して、18の財産処分の制限に違反しないよう、適切に行わなければならない。

1.8 財産処分の制限

- (1) 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「当該財産」という。）を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間（以下「知事が定める期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 知事は、(1)の承認をする場合には、知事が定める期間の経過していない期間に応じて知事が算出した補助金相当額を、補助事業者が納付することを条件に、承認することができる。
- (3) 補助事業者は、地方卸売市場の開設者が条例第6条の規定に基づき地方卸売市場の廃止の許可

を申請する場合に、知事が定める期間を経過していない当該財産がある場合には、（１）に定める知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の着手）

第 10 補助事業者は、交付決定を受けた後、すみやかに当該事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付申請書を提出後、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合は、次に掲げる条件のすべてを了承の上、あらかじめ補助金交付決定前着工届（第 7 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）当該補助事業については、着工から補助金交付決定通知を受けるまでの間は、計画変更を行わないこと。

（２）補助金交付決定を受けるまでの間に天災地変等の事由によって、実施した補助事業に損失が生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。

（３）交付決定を受けた補助金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

3 知事は、2 の規定により、補助金交付決定前着工届を受理したときは、補助金交付決定前着工承認通知書（第 8 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

なお、この通知をもって補助金交付承認を受けたものと解してはならない。

（重複受給の禁止）

第 11 この補助金は、「東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱」に係る補助金と重複して受けられないものとする。

（他の規定との関係）

第 12 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。